

大阪市平野区役所生活支援課臨時的任用職員(福祉職員)採用試験要綱

令和7年7月23日
大阪市平野区役所

1 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定者数	受 験 資 格	任用期間
2名(福祉職員) 任用期間① 臨時的任用 職員1名 任用期間② 臨時的任用 職員1名	社会福祉主事任用資格を有する者 社会福祉主事の任用資格を有するには、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することを要します。 (ア)社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目(次頁参照)のうち、大学(短期大学を含む。)において、3科目以上履修し、卒業すること。 (イ)社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。 (ウ)社会福祉士又は精神保健福祉士。	①令和7年9月1日～令和8年3月31日 ※期間中、当区役所職員が取得する産前産後休暇期間(令和7年9月1日～令和7年11月25日(予定))については産前産後休暇代替臨時的任用職員として任用します。また、育児休業期間(令和7年11月26日(予定)～令和8年3月31日)については、育児休業代替臨時的任用職員として任用します。 ②令和7年10月7日～令和8年3月31日 ※期間中、当区役所職員が取得する産前産後休暇期間(令和7年10月7日～令和8年1月26日(予定))については産前産後休暇代替臨時的任用職員として任用します。また、育児休業期間(令和8年1月27日(予定)～令和8年3月31日)については、育児休業代替臨時的任用職員として任用します。 ①②ともに <u>産前産後休暇の取得状況により産前産後休暇代替としての任用延長をする場合があります。</u> <u>また、育児休業の取得状況により、育児休業代替としての任用延長、もしくは任用しない場合があります。</u>

・合格者について、調査票の内容にもとづき任用期間①②への従事希望を確認のうえ、いずれかに配置します。

・上記の受験資格をみたす者がこの試験を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号に該当する者及び日本国籍を有しない者は受験できません。

・臨時的任用職員の採用は、公務員に関する基本原則(日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則)に基づき行われます。

厚生労働大臣の指定する科目

【昭和 25 年～昭和 56 年卒業者】社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身
【昭和 56 年～平成 11 年卒業者】社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
【平成 11 年～平成 12 年卒業者】社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
【平成 12 年～現在までの卒業者】社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※指定科目の読替え：上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

平成 25 年 3 月 28 日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読替え規定については、上記の指定科目や厚生労働省のホームページを参考のうえ、読替えの範囲等を確認してください。

- ① 当該改正以前に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとされています。
- ② 大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

2 筆記（論文）試験

日時・場所 令和7年8月14日（木曜日） 午前9時30分集合
平野区役所 会議室（予定）
※応募人数により場所については変更する場合があります。詳細な場所等は、
「受験案内」により通知いたします。

方 法 論文試験 45分
課題に対する基礎知識、文章構成力及び表現力等について行います。

3 口述試験

日時・場所 令和7年8月14日（木曜日） 筆記（論文）試験終了後に続けて行います。
平野区役所 会議室（予定）

方 法 主として人物について面接により行います。

4 試験の可否

筆記（論文）試験（75点満点）及び口述試験（75点満点）の結果により決定します。

試験結果については令和7年8月18日（月曜日）付で受験者本人あてに通知します。なお、結果については、口述試験受験者全員に通知します。

5 合格から採用まで

- ① 筆記試験及び口述試験の成績が一定基準以上で上位のものを合格とします。
- ② 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定者数を下回る場合があります。
- ③ 合格者は大阪市平野区役所生活支援課臨時的任用職員（福祉職員）採用候補者名簿〔以下「採用候補者名簿」という〕に、筆記試験及び口述試験の合計得点順で登録されます。
- ④ 採用候補者名簿の登録期間は令和8年3月31日です。
- ⑤ 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が採用予定日以降になる場合や採用されない場合もあります。
- ⑥ 合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

6 受験手続

受験申込については、持参または郵送にて受け付けます。郵送の場合は必ず書留で申込みください。

なお、書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

また、郵送料金不足の場合は受け付けません。

申込方法	【受付期間】 令和7年7月23日（水曜日）から令和7年8月6日（水曜日）まで 〔持参の場合：平日午前9時から午後5時30分に受付します。土日祝日は受付できません。〕 〔郵送の場合：令和7年8月6日（水曜日）当日必着〕
------	---

	【提出先】 〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号（平野区役所4階41番窓口） 大阪市平野区役所生活支援課（担当：山田 池渕） ※「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に下記①～④の書類を入れて送付または直接持参してください。 【必要書類】 次の書類等に不備がある場合は受験できないことがあります。 ① 大阪市臨時的任用職員（福祉職員）採用申込書 1通 過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ② 申し立て書 1通 ※採用申込書等は本市所定の様式に限ります。 ※採用申込書等は上記の提出先での受け取り、郵送請求、または大阪市平野区役所ホームページから取得してください。 ③ 希望調査票 1通 ※採用申込書等は本市所定の様式に限ります。 ※採用申込書等は上記の提出先での受け取り、郵送請求、または大阪市平野区役所ホームページから取得してください。 ④ 社会福祉主事任用資格の内容が確認出来る書類 1通 ・社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書 ・社会福祉主事資格認定講習会受講修了証明書 ・社会福祉士・精神保健福祉士資格証 等 ※大学等が科目の読替手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。 ⑤ 「受験案内」送付用の定型封筒（<u>長形3号</u>） 1通 <u>必ず宛先を記載のうえ</u>、110円切手を貼付してください。切手の貼付がない場合は、受験案内を送付しません。
受験案内の送付	試験の時間等の詳細については、令和7年8月8日（金曜日）付、受験者本人あてに受験案内を送付し通知します。 なお、令和7年8月13日（水曜日）午後2時までに受験案内が届かない場合は、大阪市平野区役所生活支援課あてに連絡してください。

7 従事する職務等

職 務 内 容
平野区生活支援課に勤務し、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする生活保護法等に基づく、ケースワーク業務及び生活支援課に関する業務 ・保護決定 ・訪問・調査 ・指導・指示 等 事務処理を含む

8 勤務条件

勤務場所	平野区役所生活支援課
勤務日・勤務時間・休憩時間・休日・時間外勤務	① 勤務日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで ② 勤務時間・休憩時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分（休憩時間 45 分） ③ 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで） ④ 時間外勤務 必要に応じて従事していただきます。
年次休暇	< 臨時的任用職員任用期間 > ① 産前産後休暇代替臨時的任用職員 令和 7 年 9 月 1 日～令和 7 年 11 月 25 日（予定） … 5 日を付与します。 育児休業代替臨時的任用職員 令和 7 年 11 月 26 日（予定）～令和 8 年 3 月 31 日 … 7 日を付与します。 ② 産前産後休暇代替臨時的任用職員 令和 7 年 10 月 7 日～令和 8 年 1 月 26 日（予定） … 7 日を付与します。 育児休業代替臨時的任用職員 令和 8 年 1 月 27 日（予定）～令和 8 年 3 月 31 日 … 3 日を付与します。 ※任期が更新された場合は、その期間に応じた日数を追加付与します。
特別休暇	夏季休暇（7 月 2 日以降の採用者は付与なし）、忌引休暇 など 原則、本務職員に準じて付与（例外あり）
給 料	< 臨時的任用職員任用期間 > 月額 224,576 円（地域手当含む、令和 7 年 4 月現在） ※前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。 ※原則当月 17 日支給（ただし、支給日が土曜日・日曜日・祝日の場合は前後することがあります）
通勤手当	上限：55,000 円（1 ヶ月あたり） ※任用開始日（任用切替日）の属する翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から支給
その他手当	住居手当、扶養手当、超過勤務手当
期末勤勉手当・退職手当	本市職員基準により支給します。
社会保険等	< 臨時的任用職員任用期間 > 健康保険あり、厚生年金あり、雇用保険あり ※ただし、臨時的任用職員として引き続き 6 か月以上雇用されると見込まれる方は雇用保険の適用外です。
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
その他	上記以外の勤務条件について基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については採用決定後お知らせします。

9 要綱・申込用紙の請求

配布場所	市民情報プラザ（市役所 1 階）・大阪市平野区役所生活支援課（区役所 4 階 41 番窓口）
郵送で請求する場合	封筒の表に「 臨時的任用職員（福祉職員）採用申込 」と朱書し、角形 2 号の返信用封筒（A 4 判のノートが入る大きさ・180 円切手〔速達の場合は 480 円切手〕貼付・郵便番号とあて先を明記）を同封し、大阪市平野区役所生活支援課あて請求してください。 ただし、令和 7 年 7 月 30 日（水曜日）以降の消印のものについては、事務手続き上、申込期日までに届かない場合があります。

10 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより、成績をお知らせします。

試験不合格者の得点（筆記・口述）及び順位については、**令和 7 年 8 月 21 日（木曜日）から 8 月 28 日（木曜日）**の間で（平日午前 9 時 00 分～午後 0 時 15 分、午後 1 時 00 分～午後 5 時 30 分）、大阪市平野区役所生活支援課内において開示しますので、受験者本人が身分を証明できる書類（顔写真の添付のあるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

11 備考

- ① この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ② 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ③ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市**個人情報**の**保護**に関する法律の施行等に関する**条例**に基づき適正に管理します。

*この試験についての問い合わせは

大阪市平野区役所生活支援課（担当：山田 池淵）

〒547-8580

大阪市平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号 平野区役所 4 階 41 番窓口

電話 06-4302-9872

（ 最寄り駅：大阪メトロ「平野」駅（7 番出口から西へ徒歩 5 分） ）

（参 考）地方公務員法（抜粋）

〔欠格条項〕

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者